



令和2年特(ワ)第858号等

第2回公判前整理手続調書（手続）

被 告 人 氏 名	A	大川原化工機株式会社
		同代表者代表取締役 大川原 正明（出頭）
	B	大 川 原 正 明（出頭）
	D	島 田 順 司（出頭）
被 告 事 件 名	ABD	外国為替及び外国貿易法違反、関税法違反
公判前整理手続をした年月日		令和3年7月16日
公判前整理手続をした場所		東京地方裁判所第813号法廷
公判前整理手続をした裁判所		東京地方裁判所刑事第13部
裁 判 長 裁 判 官		平 出 喜 一
裁 判 官		須 田 雄 一
裁 判 官		赤 瀬 柚 紀
裁 判 所 書 記 官		長 谷 川 健 夫
出 頭 し た 検 察 官		駒 方 和 希
出 頭 し た 弁 護 人	ABD	小 林 貴 樹（主任）
出 頭 し た 弁 護 人	ABD	高 田 剛
出 頭 し た 弁 護 人	ABD	鄭 一 志
出 頭 し た 弁 護 人	ABD	河 村 尚
出 頭 し た 弁 護 人	ABD	瀬 川 慶
出 頭 し た 弁 護 人	ABD	趙 誠 峰

人定質問

A 商 号 大川原化工機株式会社
同代表者代表取締役 大川原 正明

本店所在地 令和2年6月15日付け追起訴状記載のとおり

代表者の住居 神奈川県海老名市門沢橋6丁目11番22号

B 氏 名 大川原 正明 (おおかわら まさあき)

住 居 神奈川県海老名市門沢橋6丁目11番22号

生年月日、職業及び本籍は、令和2年6月15日付け追起訴状記載のとおり

D 氏 名 島田 順司 (しまだ じゅんじ)

職 業 嘱託社員

生年月日、住居及び本籍は、令和2年6月15日付け追起訴状記載のとおり

今後の進行等

裁判長

次のとおりの進行を考えているが、双方の意見はいかがか。

8月3日 午前11時00分 第3回公判前整理手続期日

8月3日 午後1時30分 第1回公判期日

8月5日 午前10時00分 第2回公判期日 (青木証人の尋問)

検察官、弁護人ら

異論はない。

裁判長

その次の公判期日のために、双方に8月23日の予定を押さえていただいているが、その期日の予定について検察官の意見を伺いたい。

検察官

8月23日は、藤井弘史証人又は東郷育郎証人のいずれかの尋問を行う予定で準備している。

裁判長

証拠の開示についての状況はいかがか。

検察官

経済産業省の意見を受けて、検討中である。今月中に開示できるよう

準備しているが、少し伸びる可能性がある。

裁判長

弁護人から提出された令和3年7月15日付け「公務所等に対する照会請求書」に対する検察官の意見は、いつ頃になるか。

検察官

2週間程度で意見書を提出する。

裁判長

裁判所が作成した争点整理案（令和3年7月16日版）について、意見がある場合は、7月27日までに提出していただきたい。

検察官、弁護人ら

了解した。

証拠の整理に関する事項

証拠調べ等

証拠等関係カード記載のとおり

弁護人ら

噴霧乾燥器が作動している映像のデータを証拠請求する予定である。

検察官

追加の書証の請求を予定している。

指定告知した次回期日

令和3年8月3日 午前11時00分

指定告知した公判期日

令和3年8月3日 午後1時30分

令和3年8月5日 午前10時00分

令和3年8月2日

東京地方裁判所刑事第13部

裁判所書記官

長谷川 健 夫



【争点整理案】**争点 1**

本件各噴霧乾燥器が、輸出貿易管理令の客観的要件に該当するか。具体的には、

- (1) 本件各噴霧乾燥器が、輸出貿易管理令別表 1 及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令第 2 条の 2 第 2 項 5 の 2 に規定される要件（貨物等省令 3 要件）のイ・ロに該当することに争いはないが、要件ハのうち、「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができる」の解釈及び本件各噴霧乾燥器の要件該当性
- (2) 輸出貿易管理令別表 1 の 3 の 2 の項(2) 5 の 2 に規定する、「軍用の細菌製剤の開発、製造若しくは散布に用いられる装置」の解釈及び本件各噴霧乾燥器の要件該当性

争点 2

被告人らは、本件各噴霧乾燥器が、貨物等省令 3 要件に該当し、本件改正法の規制対象に含まれると認識していたか。

- ・ただし、本件各噴霧乾燥器の客観的性能に関する実験等が継続しているため、本件各噴霧乾燥器の要件該当性（争点 1）については、実験・反証実験の進行を待って、引き続き主張整理・争点整理を実施することとする。
- ・上記実験の進行に伴って、本件各噴霧乾燥器の要件該当性（争点 1）や要件該当性の認識（争点 2）について、新たな証拠請求や再度の証人尋問がされる可能性がある。
- ・証拠開示の裁定については、期日間整理手続に付して実施する。